

手形の更改

◆当社はA社に商品 3,000 円を売上げ、代金はA社振出の約手で受け取った。

手形の不渡り

◆当社はA社に商品 20,000 円を売上げ、代金はA社振出の約手で受け取った。

◆上記の手形が不渡りとなり、償還請求を行った。償還請求に係る費用 1,000 円は現金で支払った。

不渡手形が貸倒れた場合

◆不渡手形 21,000 円が回収不能となり、貸倒処理することとなった。なお、貸倒引当金残高は 19,000 円である。

不渡手形が回収できた場合

- ◆不渡手形代金 21,000 円と期日以降の法定利息 600 円を現金で受取った。

手形の裏書譲渡

- ◆当社はA社に商品 100,000 円を売上げ、代金はA社振出の約手で受け取った。

- ◆当社はB社から商品 100,000 円を仕入れ、A社振出の約手を裏書譲渡した。

無事に決済された場合

不渡りになった場合

- ◆償還請求の費用 200 円と延滞利息 100 円を含めて現金で支払った。